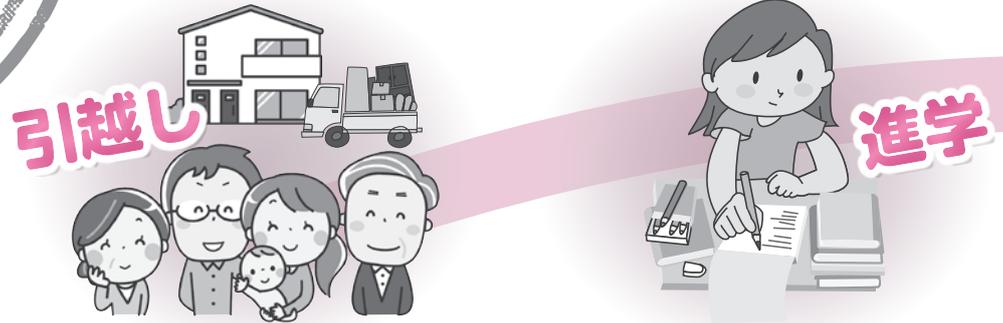


こんな時は
届出を！

被扶養者の異動



組合員・被扶養者の住所が変わったとき

こんなとき…

- ・引越しをした時
- ・居所が変わったとき
- ・被扶養者が進学等により住所が変わったとき

必要な手続

組合員や被扶養者が住所変更等された場合は、共済事務担当課を經由し「組合員異動報告書」を提出してください。

その他にも…

お届け口座に変更があったとき

こんなとき…

- ・共済組合に届出している口座を解約したとき
- ・氏名変更のため、口座名義人が変わったとき

必要な手続

給付金等の受取口座を変更された場合は、共済事務担当課を經由し「給付金等振込口座指定・変更届」を提出してください。

氏名を変更したとき

こんなとき…

- ・結婚等により、組合員の氏名が変わったとき

必要な手続

氏名を変更された場合は、共済事務担当課を經由し「組合員異動報告書」を提出してください。

また、必要に応じて口座変更の手続も行ってください。

春は“異動”の多い季節です >>>>

